

令和 2 年 1 月
東京税関業務部

関係各位

英国のEU離脱後（移行期間）における日EU・EPAの適用について（お知らせ）

英国・EU間で離脱協定が締結され、本年1月31日（金）をもって、英国はEUから離脱することとなります。同離脱協定に関しまして、税関ホームページに別添の内容を掲載していますのでご確認ください。

別添：「移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について」

【お問合せ先】

業務部通関総括第1部門

TEL 03-3599-6337

業務部総括原産地調査官（東京担当）

TEL 03-3599-6527

『英国のEU離脱後（移行期間）における日EU・EPAの適用について』

英国・EU間で離脱協定が締結され、本年1月31日（金）をもって、英国はEUから離脱することとなります。同離脱協定に基づき、離脱後、一定の期間、「移行期間」が設けられ、同期間中は日本を含む第三国とEUとの間で締結している国際約束を含むEU法が英国に適用されます。

移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について、以下のとおりお知らせします。

（移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について）

移行期間中は、引き続き日EU・EPAが英国に適用されます。

したがって、移行期間中、日本に輸入される英国産品については、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となります。

同様に、同期間中に英国に輸入される日本産品についても、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となります。

なお、英国・EU間で成立した離脱協定においては、移行期間は2020年12月31日（木）までと規定されていますが、同協定に従い、EUと英国との間の合意により1年又は2年を限度として移行期間が延長される可能性があります。

日本の税関手続等に関するご相談はお近くの税関相談官までお気軽にどうぞ。お問い合わせ先はカスタムスアンサー9301「税関相談官の問合せ先一覧」をご覧ください。

英国において行う輸入手続については、英国税関（HMRC：Her Majesty's Revenue & Customs）にお問い合わせ下さい。